

政令番号209 ジプロモクロロメタン

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成26年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下事業所	自動車等移動体	塗料	洗剤・化粧品等	農薬登録製剤	登録製剤以外殺虫剤	その他	
1	北海道							2.1E+3	2,075.5
2	青森県							5.4E+2	537.4
3	岩手県							3.2E+2	323.8
4	宮城県							5.4E+2	543.5
5	秋田県							4.7E+2	470.5
6	山形県							4.9E+2	490.7
7	福島県							4.6E+2	462.9
8	茨城県							1.4E+3	1,363.9
9	栃木県							6.6E+2	656.2
10	群馬県							9.0E+2	901.7
11	埼玉県							4.4E+3	4,364.2
12	千葉県							4.5E+3	4,529.7
13	東京都							3.0E+3	2,968.6
14	神奈川県							2.4E+3	2,374.1
15	新潟県							9.5E+2	951.2
16	富山県							3.4E+2	341.4
17	石川県							4.0E+2	395.2
18	福井県							3.4E+2	340.6
19	山梨県							3.0E+2	297.5
20	長野県							6.3E+2	625.5
21	岐阜県							3.8E+2	382.1
22	静岡県							1.7E+3	1,663.8
23	愛知県							2.3E+3	2,319.8
24	三重県							8.0E+2	804.0
25	滋賀県							7.8E+2	779.3
26	京都府							5.3E+2	528.8
27	大阪府							2.6E+3	2,602.3
28	兵庫県							2.1E+3	2,059.9
29	奈良県							5.2E+2	522.8
30	和歌山県							5.2E+2	525.0
31	鳥取県							2.2E+2	223.6
32	島根県							6.3E+2	626.8
33	岡山県							8.5E+2	849.4
34	広島県							8.6E+2	860.7
35	山口県							4.6E+2	458.4
36	徳島県							2.9E+2	288.5
37	香川県							3.7E+2	370.1
38	愛媛県							5.3E+2	525.1
39	高知県							1.9E+2	188.1
40	福岡県							1.9E+3	1,865.2
41	佐賀県							3.9E+2	387.9
42	長崎県							1.6E+3	1,613.3
43	熊本県							4.2E+2	417.1
44	大分県							2.7E+2	273.6
45	宮崎県							3.5E+2	352.6
46	鹿児島県							8.3E+2	829.4
47	沖縄県							3.1E+3	3,126.6
	全国							5.0E+4	50,457.9